第15回(仮称)大口町町民参加条例策定会議 会議録要旨

日 時: 平成 21 年 4 月 15 日(水)午後 2 時 00 分~4 時 10 分

場 所:大口町役場 3階 第3会議室

■ 開会

[委員長あいさつ]

桜もすっかり終わってしまって、まだ少し花が残っているかと思ったんですが、葉桜というところまではいきませんけれど、すっかり昨日の雨で花びらが散ったようです。

4月に入り本来ならばもう一回ぐらい昨年度内に委員会を開ければよかったんですが、機構改革等があり役場の中も大変で。この間、昇先生の講演記録とか、そういう資料等もあって。本当ならパネリストの皆さんに、いろいろ聞かせて頂きたいということもあったんですけれど、せっかくの資料について説明が無かったところを、私がそちらの方まで踏み込んで追加で説明をして頂いたということで。ざっとみると、大変良いお話にまとまっていると思います。特に最後の方、議会の関係ですね。議会というのは、住民から選挙で町長が選ばれるのと同じように、議員も選ばれる二元代表制ということになっている。この辺が、本当に分かっていない方が多くて。名古屋市長選の話もあるんですが、何か、国会と同じように、政党が牛耳るような話。住民が選ぶということで、議会と首長の関係が本当に分かっているのかどうか。国会の場合は議員が首相を選ぶんですけれど、地方自治体の場合は、住民がそれぞれを選ぶ。この辺を、前回の昇先生のお話のところで、きちんとお話をしていただき分かって頂けたと思うので。議員の皆さんにもその辺をしっかり分かって頂けたのではないかと。

今日、今後のスケジュールの話があると思いますが、案をもう一回ぐらいでまとめて、議員さんとの懇談会を経て6月議会に掛けたいという町長の思いがありますので、私としてはもう少し手間暇をかけてやると良いものができるかなと思いますが、現実的な手続き等もあるので。今日も条例案というのが出ていますが、かなり前に出ていた骨子と変わっているんじゃないかと思います。それから前文等についても、前回良いご意見を頂きました。事務局の主幹が、異動されましたけれども、置き土産として最後の宿題をして下さり、何とか皆さんのご意見が入った形になったと思います。これも今日、案の一部としてご意見を頂きたいと思います。ただ、皆さんのお手元にお送りしたのが大変遅くなって、これも機構改革等で大変な中でつくって頂いたんですが、今日、ご意見を頂いてここで決めるということではなく、もう一度それを叩き台にして、ご意見を頂いて、最終的な案を次回の委員会で決められたらと思っております。

今日の話はそういうことですが、皆さんのお手元に「自治体の再構築に向けて」という資料がありまして。まさにこれは今後の自治体をどういうふうにするかという話で、日頃私が考えていたようなことを、このローカルガバナンス研究所、奈良町という奈良のまちづくりをやっていた NPO の木原さんが、先月の地域問題研究所のゼミナールで話をしてくれました。とても良いまとめになっていると思うので、見て頂こうと思うんです。

3枚目の右側に行政事務事業の仕分けとあります。国から県、県から自治体と、今までならば来ているわけですが、この中で、例えば防衛とか外交は国がする。国がやること、県がやること、それから自治体がやることと段々仕分けをしてくる、そうして最後のところで、誰が何をするかという仕分けが必要でしょうと言う話があるんですね。

もう一つはコミュニティです。自治体再構築。自治というのは、基本的な単位のコミュニティというのが、もう少し元気に機能を果たさなければいけないということがあって、コミュニティの再

生が必要なんですけれど、そこにそれぞれ暮らす人間の尊厳が尊重され、能力が活かされる地域。 あるいは、コミュニティ、自治のシステムが構築されていて、民主主義が尊重される。それから、 多様な地域活動が活発に展開され、豊かな公共精神溢れる地域、これがコミュニティ。それが、寄 り集まって一つの自治体ができるという、これが一番理想的なんですが裏面を見てください。今の コミュニティ活動の関係というのは、先ほどの行政と議会と住民、新たに NPO ができたという、そ の辺の関係が、左上の図なんですけれど。議会と行政の関係というのは、行政の方からは議会議員 に対しては物が申せないというか、「予算を承認してください」とか、そういうこと。逆に議員の 方からは、こういうことが必要だといちゃもんをつけられることが多いという。この辺は非常に面 白くて、例えば、自治会とか地域の方から議員さんに要望があって、議員さんを通じて、行政の方 に働きかけが来るとか。それから行政と自治区というのは相互依存。でも今のところ行政の末梢・ 末端で、補完機能というか、「広報を配ってください」とかそういう話。もう一つは、地域の中に いろいろなテーマ型の NPO の素地となるような地域団体があるんですが、それが自治会とか、行政 区との連携が不足になっているという話がありました。それから NPO が出てきました。大口町にも たくさんあります。でも、何となく、うさんくさいと思われているとか、行政の下請けで住民の皆 さんにあれこれやるとか、なんとなく NPO が行政の下請けになってしまっているというそういう不 幸な状況が大半だと思います。大口町の場合は、非常にうまくいっていると思っていて、今度の19 日に発表会があり、時間がありましたら皆さんにも発表を聞いてくださると良いんじゃないかと思 いますが。その後に、どういうふうになるのが必要かということは、行政の領域、それから住民自 治領域、それから議会領域という3つの大きな権力というか、それらの真ん中をつなぐプラットフ オームが必要なんじゃないかという話があって、そこで3者の意思決定が形成・決定できるような、 そういうふうになる必要があるんじゃないか。それから、住民の方も住民自治領域での連携が必要 で、その中にもプラットフォームが必要です。それから議会の方も、今までの議会とは違う。新た な議員像というか議会像が必要である。行政の方も組織内の分権化とか地域総合窓口とか、そうい うのが必要になってくるのではないかと。大口町は今回の機構改革で、かなりそういうところに踏 み込んだ改革が行われているというふうに思います。

ずっと見て頂いて、最後の前のページ。これまでの自治体とありますが、これは最初に申し上げたように、住民が自治体の議会を選挙で選んで信託をする。それから、町長も選挙で選んで信託する。そういう形になっていた。その辺が、互いに横の関係がうまくいっていなければ、なかなかうまくいっていないなと。その下の図、「市民主権型自治体の構図」というところで、理想的にはこういうことになるのではないかと。「コミュニティ自治システム」「コミュニティ政府」。政府というと国の政府のようですが、こういうコミュニティの政府の中にガバメントがあって、いろんな形のシステムがくっついて、行政と議会と市民社会がうまくいくと。そういう形が、最終形態かなということで。「市民自治主権型自治体」というのは、みんなが自治体の一員として、何らかの形でお互いにその中に入って、お互いができることで助け合って共生する、共治するという。この間の話でいうと「ガバナンス」。余り聞きなれない話ですけれど、「共治」、共に治めるというようなそういう形になるのではないかと。今回の条例も、たぶんこういう形になるための一つの手がかりということになるんじゃないかと思います。こういうことを少し念頭に置いて、今日、それから次回の話に展開していただけたら。

それから、もう一つ「エリアマネジメント」ということで。これは基に、このような分厚いマニュアルがあります。インターネットでも見ることができます。その中のエッセンスを今日、コピーをして頂きました。今なぜ必要かというその背景はというと、環境や安全安心の町への関心、それから維持管理・運営の必要、地域間競争の進行に伴う地域の魅力づくりの必要。生き残っていくた

めには、こういうことが必要なのではないかということで、それを誰がやるかということを、住民、NPO、それから住民のエリアマネジメント振興組織というのがあって、本当は民間の団体と、それから行政と互いに協働してやりましょうという、そういうことですね。真ん中のページに「エリアマネジメントのポイント」と書いてあります。作るだけではなくて、育てることだと。今までにあるものを利用しながら、それをうまく活用し育てていくことが大事なことじゃないかと。それから、行政主導ではなく住民、事業主、地権者等が主体的に進める。そこに住んでいるものが、どんどんやっていく。ポイントの3には、多くの住民、事業主、主権者が分かりあいながら進めると。誰かがガンガンいくのではなく、それは関わり合いを持ちながらみんなでやっていく。ポイント4というのは、あんまり広い区域ではなくて、一定のエリアを対象にということで、エリアマネジメントということが言われているということですね。大口町というのは程よいエリアではないかというふうに思ったりします。

その次には、エリアマネジメントのメリットとあります。快適な地域環境の形成とその持続性の確保。サスティナブルという話ですね。「2」は、地域活力の回復・増進。今まで持っている力を活かしながらこれを増進していく。「3」は、資産価値の維持・増大。これは、住宅地といいますか、今回の地価調査でも、どんどん地価が下がっていくバブルがはじけたときのような話で、一時は持ち直したかにみえたんですが、また資産価値が下がってきている。荒廃した地域とはどうしてもそのようになりますが、そういうことを防いでさらに増大させる。「4」は、住民・事業主・地権者等の地域への愛着や満足度を高めるということがあるんじゃないか。みんなで関わる、良くするということです。国交省の水資源課から出されていますが、とても良いことを言っていると思います。私は、高蔵寺ニュータウンの再生に使おうと思っていますが。

そういう点で、大口町では、まちづくり条例ができることによって、もう一つは、数多くの活動 グループがいろいろとやっていて。さっき言ったように、19日の発表会では、ものすごい数があっ て、午前中ですむかと思ったら午後一杯かかるという話で嬉しい悲鳴をあげているところです。

「胸突き八丁」というか、最後のところで時間的に苦しいところがありますけれど、事務局に協力をして頂いて、少しでもより良いものにしていきたいと思います。

[町長あいさつ]

改めて皆さんこんにちは。五条川の桜の喧噪も終わり、鮮やかな緑の季節を迎えました。本日は、 町民参加条例策定会議にご出席いただき大変ありがとうございます。

先ほど、委員長からご案内がありましたように、先が見えてきたかなという時でありますので、少し今までの流れに対して整理をさせて頂きました。平成 11 年 7 月に地方分権一括法が成立してから、間もなく 10 年が経とうとしております。この間、住民の参画と参加のまちづくりとして、行政と住民の懸け橋となる情報公開条例を平成 11 年 12 月に施行させていただきました。そして、平成 1 2 年 6 月に NPO 活動促進条例を施行し、まちづくりの環境を整えてまいりました。今、本町の憲法ともいうべき条例を皆さんの手で作ろうとしているところであります。まちづくりのあらゆる場面において自治の規範となるものであります。十分な検討をいただきますようお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

部長

※組織機構改革に伴い事務局が地域協働部地域振興課となったこと、また、それに伴う人事異動により担当者が変わったことを説明。

「事務局の体制〕

政策調整課(大森参事、大森主幹、大森主任) ⇒地域振興課(大森部長、平岡課長、大森主任)

課長、主幹

※地域振興課長及び政策推進課主幹より挨拶。

[議 題 1] 条例制定に向けたスケジュールについて

主任

※資料「参加と協働のまちづくり条例制定に向けたスケジュール」に基づき説明。

委員長

議会は6月3日からですか。

部長

正式に決まるのは5月の終わりですが、年間予定では6月3日です。

委員長

そこへ向けて慌ただしいというか忙しいですが、最後の詰めをしないと。山登りをして、8合目、9合目にくると、それまではちんたら来ていても、最後のところで「はぁはぁ」いったりします。今回もそういう感じがするんですが、事務局、よろしくお願いします。委員の皆さんもお忙しいと思いますがよろしくお願いします。それでは、条例案について事務局からお願いします。

部長

一度朗読をさせて頂きますので、目を通して頂きたいと思います。

主任

※資料「参加と協働のまちづくり条例(案)」の朗読。

部長

※条例の「骨子・構成案」からの変更点等をポイントに補足説明。

委員長

まずは前文を。主幹が非常に苦労して、皆さんの意見をできるだけ生かしたものを、程よい長さ に削ってくださいました。まずはこれからにしましょう。説明はありますか。

主幹

※前文の補足説明。

委員長

本当に苦労がにじみ出ているようですが、皆さんからご意見を頂きましょう。

職務代理者

よろしいんじゃないでしょうか。前回「主客転倒」という指摘をさせて頂きましが、読ませて頂き問題ないと思っています。ここに「附則」とありますが、この文章が「附則」なんでしょうか。

部長

違います。目次の中の最後の附則の部分が、ここへきているということです。

委員長

1行空けるとか、そういう工夫がいりますね。それから、春、夏、秋、冬のところで、冬が、はみ出してしまうので、そのところは、凍てつく天を指すというあたりを改行して、5行ぐらいに収まるようにするとか、そこら辺の工夫があっても良いかもしれません。形式的な話ですけれど。そして、「先人たちは、恵まれた…」というところから文章が始まる。その前はイメージだということ。他にいかがでしょうか。

委員

議論してきたものを、この長さの中にまとめて頂いたと思いますので、改めて読みましたけれど も最終的によろしいんじゃないかと思いました。

委員

良いと思います。

委員

私は、この春夏秋冬の部分で、最初読んだ時には素敵だと思ったんですが、後ろの方が読みやすくなりましたので、逆にこの文章が少し重いのではないかなと思ったんです。春には3か所ずつ、夏、秋も3か所ずつ、冬に対しては春のことまでというのが少し重いかと。漢文調というか。一般の方に読んで頂くのに、すっと入っていくには少し重たい文章かと思いました。下の方がものすごく苦労されて良くなったと思ったんですけれど。もう少し、とっかかりやすい方がいいかなと。

委員

冬のところは、とれたらすっきりするような。私も、下の文章は柔らかくなって、ちょっと違和 感がある。でも良いと思いますけれど。

委員

私は、先回を欠席したので、昨日議事録を頂いて、こういうことを先回やったのかということを 思ったんですけれど。今回頂いたこれを見て、特に問題、違和感はありません。

委員長

ちょっと重くなってしまったかなという感想もありますが、こういうイメージを出すというのは、これで良いですよね。

職務代理者

「凍てつく天を指す」というのが、現在の厳しさを指しているという説明がありましたから。

委員長

それでは、前文はこういうことで。

いよいよ本文のところですが、いかがでしょう。評価のところは、先ほど話がありましたように、 いずれまたということで、案から除いたということですね。それから住民投票のところは、地方自 治法と重なるところはあるけれども、こういう書き方をしておけば良いだろうということですが。

部長

常設型ならば問題ないということです。法律との兼ね合いでは問題ありません。

職務代理者

本文については、これから町の執行機関内で、いろいろと精査、議論がされるということですから、よろしくお願いしたいんですが。

それから2章の基本理念ですね。第3条で、体裁上のことは余り言いたくはないんですけれど、 1と(1)の位置づけがよく理解できません。

部長

条文はこういう書き方になります。例えば、(1)は「号」と言うんですけれど、「条」とか「号」は、一つひとつが独立したものですが、3条の「2」とか、「3」というのは、段落を表しているんです。3条の1項はそこから始まって、2つ目の段落が「2」、3つ目の段落が「3」と。そういうふうにとって頂きたいんですけれど。

職務代理者

専門家にお任せします。

それから第8条。地域自治組織の話は重要だと思うんですが、「町の執行機関は、権限と財源を、 地域自治組織に引き渡すものとします。この場合において、町の執行機関は、地域自治組織を自ら の組織の一部と解釈してはならないものとします。」と。これもまた内部で検討をされる時に、報 告書をきちんとつくって頂くとか、あるいは、かかった経費については領収書をきって頂くとか、 こういうようなことを精査、検討の中で、役場の方でしっかりして頂ければと思います。

それから第5条ですけれど、(3)のところで、「住民の状況に応じたきめ細かな援助を提供することができます。」というところの主語は。

部長

主語は、5条の本文です。「参加と協働のまちづくりは」ということです。

職務代理者

そうやって読んでいくと、訳が分からなくなってくるんですけれど。第5条の冒頭の参加と協働のまちづくりということで、「大口町のまちづくりを次のように変えます。」これは、参加と協働が変えるんでしょうけれど、主体となるまちづくり者はどうなのかと、ふと思ったんです。参加と協働のまちづくりということですが、大口町のまちづくりを次のように変えますというのは、参加と協働のまちづくりが自動的に変えるのか、執行機関たる大口町が変えるのか。

部長

参加と協働のまちづくりといった時、「参加」と「協働」と「まちづくり」と、定義づけが用語の意味にあったと思います。それをみんな当てはめて読んでもらうということですね。ですから、2頁に参加、協働、まちづくりと書いてありますが、そういうことをやると「住民の状況に」ということになるんです。

職務代理者

参加と協働のまちづくり条例として始まるわけですから、未だにちょっと腹に流れないのは、住民投票条例が、この中に含まれてしまっているんですけれど。「住民投票条例」のような感じがしてくるんです。大口町としての住民投票条例、もしくはそれに準ずるようなものはないんですか。

部長

ありません。この条例が制定されると住民投票条例としてはあるということになります。今はないので、それを住民の皆さんが作ってくれといった時には、地方自治法の74条の規定に基づいて直接請求するわけですが、そういうことはなく、今回は条例にこういうことをかけてほしいということを要望するわけです。その要望が有権者の1/10としていますので、大口町では1700人ぐらいということで考えております。こういうことを住民投票にかけてくれという要望ができるということになります。これがないと、まず、条例をつくってくれということを要望するということです。

委員

別に、住民投票条例というのは、どこの市町でも同じようなものですよね。現在制定されているところは。住民投票条例をお持ちのところはたくさんあります。そうすると、この中に含んだ方が良いのか、別に、住民投票条例が必要であれば、大口町としてはつくらなければならないだろうし、こちらに含んだ方がいろいろと都合が良い点があるということですか。

部長

参加と協働のまちづくり条例ということであれば、住民投票は、究極の制度です。意思決定として。昇先生との協議の中でも、参加と協働の条例の中に住民投票制度がないというのも気が抜けたような感じがするということ。参加と協働という制度としてあると良いのかなという気がします。基本的に町長は議案として住民投票条例案を出すことができます。議員も二人揃えば議員提案での提案権があるんです。ないのは、住民だけだということ。ところが提案権はないんですけれど、自治法の中に「条例の制定をしてくれ」、あるいは「条例をやめてくれ」という請求権が74条に規定があるということで。そうであれば、それぞれの立場に提案権があるとすれば、ここに改めて定める必要もないし、違うことを定めると法律に抵触するということになるので、そうであれば常設型の投票条例をつくり、投票の規定をつくっておいて、「こういうことについて住民投票にかけてほしい」ということを受け入れられるような形にした方がいいのかなと。

職務代理者

難しいですね。本当にこれが得策なのかどうかということは。また内部でよく精査検討をして頂ければと思いますけれど。もし、そういうのがあれば NPO 参加条例と同じように、これに準拠すると1行書けばおしまいのこと。

委員

地区懇談会をまわって説明してきましたが、この事は説明してないんです。議会の皆さんにも。

職務代理者

それが元で全部が潰れてしまったら大変だという心配を内心思っています。

委員

その辺も心配。この中に網羅する方が、いろいろと都合がよさそうな気もするんだけれど、果たして、この条例が議会で可決されるまでにおいてどうか。その事がひっかかるんでよく審議してほしいと思います。

職務代理者

二つの条例が混ざり込んでいるような気がします。

委員長

意思表示をする場として住民投票を入れてしまうというのも一つの考え方だし、これを見ると、何かその辺の手続きが多すぎるような気がしないでもないですね。

委員

これまでの骨子構成案では、住民投票制度という項目はあるけれど、「別に条例で定めます」と。ここでつまづいて、ここさえなければ通ったというようなことは辛い。

委員長

その辺の読みとこの条例のプロポーションというか。少し5章が重い感じがしなくもないですね。

部長

5月26日に議員との懇談会もありますので、そこで雰囲気をつかみながらと思いますけれど。

委員

以前の「パブリックコメント」が、「意見公募手続き」となっていますが。今はないんですか。

部長

ないです。任意ではありますけれど。

委員

今後のスケジュールのところで、パブリックコメントとありましたが。

部長

これに基づいたものではないです。ただ、地区懇でまわった時に変わったものもありますので。 ですから、パブリックコメントとしてこれも公表していきたいと思います。

委員

今やろうとしているパブリックコメントというのは、きちんとした制度があってやるものではないんですね。

委員長

正規のものではないけれども、皆さんの意見を頂きたいというものです。

委員

細かい話ですが、ここも別の表現にしておいた方が、混乱がないですね。

それから、「まちづくりの担い手」が、前回は「住民等」でした。それは住民等よりも分かりやすいんですが、数えたら30か所以上あるんです。「まちづくりの担い手」で、括弧して、「こののちは○○と言う」ということができないのかなと思いまして。

部長

この「用語の意味」のところで、これだけのことを指していますということを。

委員

それは分かります。ただ、「まちづくりの担い手」という 10 文字ぐらいの言葉がやたらと出てくるので。「まちづくりの担い手を」、「担い手」にするとか。

第5条(5)のところの、「住民又はまちづくりの担い手」という表現がありますよね。こういう表現がこの後多く出てきますけれど、「住民又はまちづくりの担い手」とただの「まちづくりの担い手」と、「住民」と使い分けています。この使い分けは考え方があってですよね。

部長

5条(5)については、「政策を考える過程で、その政策の説明責任を果たすことで…」と書いてあるわけで。例えば、制度の方で、政策検討会議、第13条の2のところで、「参加できるものの資格」とありますね。要するに、NPO促進条例なんかについては、まさにまちづくりの担い手なんでしょうけれど、例えば、大口町の住民にしか関わらないようなものもありますね。給付なんかの。仮にそういったものについては、住民ということになってくるということで、そういった対象がものによって変わるところについては、「住民又はまちづくりの担い手」という書き方がしてあります。第6条の「まちづくりの担い手」というのは、「まちづくりの取り組みについて、責任ある行動に努めます」ということは、住民だろうが、町外から町内にまちづくりに来ている人であろうが、等しく責任ある発言と行動に努めてもらわないといけないということです。

委員

「住民又はまちづくりの担い手」と書いてある時は、住民だけやる場合もありますよと、そういう意味ですね。

職務代理者

それから、17条のところで町長が突如出てくるんですけれど。11条から14条までと、16条から18条までの間で町長が出てくるんですが。17条の位置はここで適当か、ご検討頂けばありがたいですけれど。

部長

これをつくる過程で考えていたのは、例えば提案検討会議ですと、「町の執行機関」になっています。町の執行機関ですと、町長もあるし教育委員会も入るということです。教育委員会への提案

もあると思うんです。それでそういう書き方がしてありますし、政策検討会議もそういうことになると思います。地域懇談会について「町長は」ということにさせて頂いたのは、地域懇談会に町長一人が出て行くわけではなくて、部長あたりが一緒に出ていって話をする。区長会で決めたテーマによっては担当している担当者も一緒に出ていって話をするということになると思うんですけれど。その時に、例えば町の執行機関ということにすると、教育委員会も、監査委員とか、選挙管理委員も対象になるということですので、ここについては「町長は」という書き方にしています。

職務代理者

10条とか11条とか、そういうマクロなところで、町長もこれだけのことをやるんだという解釈の仕方でしょうけれど。

委員長

考え方としては、「出前対話」の後に、出前と同じように町長が出ていくと。そういう流れでここに入れたということもあるんだろうと思います。待っているのではなくて、むしろ積極的に出ていく。憲法というからには、町長という権力を持つ人へもそういうことを課すということで。

部長

「出前対話」は「町の執行機関」と書いてありますが、ここのイメージでは職員が出ていって話をする。地区懇については、町長に出てもらってという。

職務代理者

こだわるものではないですが、わざわざ途中で切らないといけないのは残念だと。

委員長

私が以前から話していた自治組織のところをもう少し踏み込んでという話は、けっこう踏み込んで頂き、今後の検討を含めてかなり地域自治組織に対してちゃんと言及しているのではないかと思います。これも委員が言われたように、予算の執行のされ方とか、事業報告とか、そういうあり方等についてどういう形にするかという。規則とかやり方、ルールも、今後やっていく話とか、自治組織そのものがどうというのはこれから検討を立ち上げるということでいいですね。これぐらい言っておけばいいんじゃないかなと思います。

議会についてももう少し言ってもいいかなと思っていたんですが、このぐらいで。

委員

議会のところは変わっていませんね。

委員長

町長が定義した条例で、余り議会のことを含むものでもないと。それで良いと思いますが、一つは2章の基本理念、地方自治の基本的な考え方というところで、地方自治と"ぽん"と出てくるんですけれど、これは「まちづくり条例」ですよね。だから、まちづくりの基本的な考えという方が良いのではないかと思います。自治基本条例ということだと、地方自治の基本的な考え方で良いんだと思いますが、まちづくり条例と少し柔らかく言っていますので、まちづくりの基本的な考え方というぐらいの方がいいかと。全体の口語体ということから言うと、地方自治は少し「かちっ」と

したかなと思います。

それから、「営まれなければなりません」も、「まちづくりはみんなでやっていくものです」とか、もう少し柔らかく、しかし確信を秘めた言い方があってもいいのかなという気がするのと、前々から言ってるんだけれども、「子ども」を入れた方が良いと思うんです。昇さんの話でも、日本は先進国の中で唯一人口が減っていて、将来を担う「子ども」をというのが、ものすごく大事だと思うんです。それが入ることによって大口町のユニークな条例になる。「子ども」も参画するんだと。「子ども参画条例」というものが日本でも 2004 年に批准されているんですよ。子どもの参画というのは、イギリスとか、どんどんいろんな制度とか、いろんなやり方を実際の事業としてやりだしているので、大口町はこれから担う子どももまちづくりに参画するんだという。ただ、投票ではどうするんだという話はあるんだろうけれど、提案をするぐらいなら子どもはどんどん提案をすれば良いと。部長は、「18 歳未満も含むというぐらいでどうでしょう」と言われたんだけど、僕は子どもというのを、1条きちんと。八戸市にはありましたね。あれぐらいのことは言っておいても良いんじゃないかと思います。つまり、昇さんの危機意識というのは、第2次ベビーブーマーよりも第3次、第4次ベビーブーマーというか、今の学校の乱れその辺まで心配しているわけで、今後、日本はどうなるんだと。子どもというのをきちんと言っておくぐらいが大口町のまちづくり条例として、ユニークなものになるんじゃないかと思います。どうでしょうか。

部長

今の状態でも理念のところ、あるいは5章の前までは、子どもも含まれています。

委員長

含んでいるというんだけれど、高校生、中学生ぐらいに「しっかりしろ」というエールも含めて 入れたらどうかというのが私の意見です。

部長

一度検討してみます。

委員長

自治というよりは、まちづくりと、もう少し柔らかく言ってもいいかなと。住民投票という辺りをこれに含ませるのか、骨子のところぐらいにしておいて、別に住民投票条例を常設型の住民投票条例をつくる方がいいのか。その辺ですね。

職務代理者

地方自治における主権は住民にあるということは重いですか。

委員長

それは大事なことです。だけど、主権はというただそれだけではなくて、「皆さんはそれを自覚して参加しましょう」というような。

職務代理者

その次ですね。「地方自治は住民の意思と責任で営まれなければなりません」というのではなくて、「積極的に参加しましょう」という形に変えたいということですね。

委員長

「責務です」というよりは「積極的に」とか、「そうだね」と割にさっと入れるような。責務と 言われると「うっ」というような感じがあるんじゃないかと、そんな感じも含めて申し上げている んですけれど。

職務代理者

執行機関には責務と書いてもらった方がいいですよ。

部長

住民は、役割です。

委員長

役割だけど、「あなたたちは大事な主権を持っているんだから、しっかりやってください」と、要望の意味を含めて、もうちょっと書き方に工夫がいるかと。それから細かい話なんですけれど、手続きのところで、8頁、14条の2項。「提出期間は、前項の第1号から第4号までの事項を公表した日から計算して20日以上とします」というのがあるんだけれど、無期限でいいのかという。

部長

これは、最低でもこれぐらいの日にちは持ちなさいということですね。

委員長

3年ぐらい経ってから言われても。

部長

設けるときは提出期間を定めるわけです。定めるときの基準として、20 日以上は設けなさいという、20 日以上で執行機関が、どれだけの間ということになると思います。少なくとも 10 日とか 15 日では駄目だということになります。

主任

逆のパターンもありまして。地区懇談会を回っている時、事務が煩雑になってしまわないかとか、この条例が足かせになって仕事が遅くなってしまうのではないかという意見がありました。今回の場合、この条例案をパブリックコメントにかけると言いますけれど、実は、時間の関係上、10日間しか見ていないんです。この条例ができあがれば、必ずパブリックコメントを掛けなければいけないです。ですが20日以上ということならば、今回、これをやっていく時に、必然的に後ろ後ろに遅れて、6月議会での上程は無理だとか、そういう話に現実としては起きる可能性もあるんです。

部長

その時に、どういう回答をしたか、そういうことにならないようにと誰かが言っていた。

主任

そうならないように、準備をしていかなければならないということなんでしょうけれど。

部長

本当は、20日でも短いと思ったんですけれど。

委員長

どこが窓口になるかということが提案検討会議に入ったのは、とても良いことだと思うので。 前々から言っているように。どういうふうにやるんだということが、少し細かく書かれすぎている ような気がして。後に決める規則によるということでも良いと思うんだけれど。

委員

地域懇談会の書き方だと、トップである町長さんと地域住民との意見交換の場と捉えたんですけれど、特に冒頭で先生が示していただいたこの木原さんのありますよね。こういったものも参考にすると、なおさら地域コミュニティの中でのいろんな主体が、プラットフォーム型でみんないっしょくたに集まってですね。単に町長さんと住民側というやりとりだけではなくて、住民側にもいろんな立場、いろんなグループがいるわけですから、そういうものも含めた、お互いの対話の広場というような、そういうイメージになった方が、より参加と協働の条例というふうに近づけるのかなと少し思いました。

というのが一つと、個人的に気になっているのは3頁の地方自治の基本的な考え方というところで。先ほど、先生が地方自治という言い方ではなくて、まちづくりへの基本的な考え方という、柔らかい表現にしてはどうかという、それは私も賛成なんですけれども、ただ本文の方がどうなるかは分かりませんが、ここで言っている地方自治と地域自治の仕分けというのが、文脈を読む限りではおそらく地方自治というのは市町村レベル、要するに基礎自治体レベルでの自治ということを指していて、地域自治はさらに域内分権という意図だろうということは思うんですけれど。老婆心ながらという話になるかもしれませんが、昇先生なんかがおっしゃってる補完性の原則からすると、本来的には地域自治といったものが先にあって、そこでやりきれないものをより上位の自治体が補っていくという考え方からすると、ちょっとそこで違和感を感じないこともないという気がします。ただ、文脈上、日本の現実の動きの中では地方分権という上からの話があった上での域内分権という文脈もあるもんですから、それはとりようによって間違いではないと思いますけれど、ちょっと気になりました。後、細かい表現のことはありますが、また後で時間があればということで。

委員長

2章の地方自治の基本的な考えというのは、大口町の地方自治と、それから域内分権の話が、少しごちゃごちゃになっているのかなと。後の方の地域自治組織の関係の話とか、その地域自治組織の責務というところの話と、ちょっと少しごちゃごちゃしているのかな。ここのところは、大口町の地方自治なんですよね。だから、今の委員の指摘あたりが、ごちゃごちゃにならないように。

部長

理想の形としては、補完性の原理と言われるもので、自分がやれないことは家族、家族がやれないものは近所の人、近所の人でできないことは、そこの地域の組織、そこができなければ、その自治体のということがあるわけですけれど、ただ、今は地方自治の時代と言われ、それに取り組んでいる現状の一方で、域内分権とか、地域自治についてはほとんど触れていないということがあると思うんです。だから、地方分権という取り組みをしながら、さらにそこで止まるのではなくて、地

域自治、域内分権の取り組みを進めることによって、それが完成したときには、補完性の原理が、働くというような意味で書いてあるんです。

職務代理者

3項にそこら辺が書いてあるんじゃないですか。

部長

そうです。

委員

とすれば、表現上の問題だと思うんですが。今だと地方自治が、地域自治に発展するという矢印で書かれているんですけれど、それよりも地域自治がさらに充実してくることによって、地方自治が現実化するんだという言い方に変えれば、そこの誤解はとけるんじゃないかと。その考え方はとても重要だと思います。

委員長

その辺を強調した書き方を考えていただいて。

職務代理者

「子ども」は、前文にあった気がするんですけれど、短縮化の中で消えてしまったんですかね。

部長

短縮化だけではないと思います。いろんな整合の中で消えていったかもしれません。

委員長

始めの詩のようなところでも、「子どもたちの輝く歓声」というのがあって、あれは良いなと思いながら、でもやっぱりちょっと理屈っぽく、削ってしまったり。特に春に新入生で賑やかだとか、夏は蝉取りで飛び回っている、そういう生命の躍動みたいな話があって、あれは入れておきたかったという話もあるんですが。子どもというか、若者をきちんとしておかないと、日本の将来が危ういという。地域から、こういうことを入れておきたいという気がするんですよね。

町長もご覧になっていて、どうですか。

町長

私は、1回目のものを見せて頂きまして、具体的にこれから行政の再生をしていく、その規範になっていく条例になっていくと思いながら、そのイメージができるかどうかということを考えながら、それがイメージできるような条例にしてほしいと、こんな注文をつけさせて頂きました。それに対して具体的に書かれているので、まずまずだと思いましたけれども。今、先生が言われます、未来を暗示していく、将来をつくっていく象徴的に子どもという言葉を前文の中に入れてもいいかなと、そういうことを少し考えました。

委員長

今、町長が言われましたが、そういうイメージがないというので、今日、皆さんに木原さんの考

えも私の考えも非常に近いので、見ていただいたんですが。

町長

こういうのをつくるための規範になっていく条例だと思っています。

委員長

これを運用しながら、住民が成長していく、担い手が成長していく。そういうところで、子ども も成長して、若い内から物を言うように。子どもの参画条例、そういうことだと思うんですね。 そういうことで、どうしましょう。事務局からは。

部長

今日、お伺いした点をどこまでご期待に応えられるかということはあるんですが、一度検討精査させて頂きます。それから、もし何かありましたら、7日までですので、メールでもファックスでも何でもけっこうですので頂いて、それを見て私どもも検討をさせて頂き、及ばぬところがあればそれを取り入れていきたいと思います。

委員

先生、もう一つだけいいですか。

この提案検討会議ですとか、具体的な制度のところで、かなり踏み込んだことが書いてあると、 しかも手続きまで含めて。「すごいな」という思いと同時に、「庁内の合意形成は大丈夫かな」と、 心配を僕なんかしてしまうんですが。かなり踏み込んだことが書いてあるので、一般の職員の方が これを見て、ちょっとびっくりしちゃわないかなと思っていて、スケジュールのことも併せて考え ると、庁内の合意形成が大丈夫かと。

委員長

このスケジュールからすると、ちょっと大変だなと思います。

職務代理者

それに期待をしていますが。

委員

もちろん大事なことなので、この通りに行って頂きたいのはやまやまですが、このスケジュールの中で大丈夫かと、心配しております。

部長

一度、話をしてまわります。

委員長

多少浸透しているかなということもあるし、この間のシンポジウムにも丹羽さん(職員)が出て、 かなり積極的な姿勢を見せてくださいましたし。

委員

議員懇談会は、5月26日で決定ですか。

部長

まだ議会の方には話していませんが、議員さん全員が集まる全協が設定されていますから。

委員長

それでは、事務局も大変でしょうけれど、また皆さんも細かい文言のことでもけっこうですので、 事務局へメールでもファックスでも良いので。

職務代理者

地方自治と地域自治組織という話がでましたが、その辺をしっかり頼みます。重要なことですし。

委員長

それから、前から言っている解説。これが一緒にないといけない。

主任

解説版も素案としてはあるんですが、まだまだ見直す可能性があるということや、内容的に不十分な点があるということで、もうちょっと磨いた後に提出させて頂きます。

委員長

前文の解説とか、1章の解説とか、必ずくっついてくるんです。それがあると住民の皆さんにも 分かっていただける。条文は、「こういうことを意図しているんですよと。それがないとなかなか これだけみても。事務局は大変ですがよろしくお願いします。

スケジュールの話は、先ほど話があったようにこれから意見集約に向けて行い、ヒアリングも順次まわっていただいて。そして5月7日の策定会議で、もう一回ということになりましたら、5月の中頃に。パブリックコメントというのは忙しく事務局も大変だし、コメントを出す方も大変だけれども、これは手続きとしてやらないといけないですね。事務局から付け加えることはありますか。

部長

特にないです。

委員長

その他についてはどうでしょう。

先ほど申し上げましたように、NPOの活動報告会が日曜日に朝からあるので、もしお手すきの方は、活動が今進行しているんだということで。たぶん町民のそういう活動とこの条例は両輪だと思うんです。条例だけができても余り意味がなくて、住民活動の方で空回りしても。両方、力を入れていきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、今日はこれで閉会とします。どうもありがとうございました。

■ 閉会